

郡山市スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの給与及び費用弁償に関する条例について

| 概 | | 要 | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|---|---|----|-----|-----|----|---|---|----|--------------|-----------------------|------|-------|-------------|------|-------|--|
| 1 | 制定の要旨 | 郡山市スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの給与及び費用弁償について定める。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 制定理由及び内容 | <p>地方自治法及び地方公務員法の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、スクールカウンセラー及び、スクールソーシャルワーカーを一般職（パートタイム）とするため、その給与及び費用弁償について定める。</p> <p>(1)報酬及び費用弁償</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制定前</th> <th>制定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報酬</td> <td> スクールカウンセラー：1時間につき 4,000 円以内 ・ 正カウンセラー 4,000 円 ・ 準カウンセラー 3,000 円 ・ 認定カウンセラー 2,000 円 スクールソーシャルワーカー：1時間につき 3,000 円 </td> <td> <u>スクールカウンセラー：1時間につき 5,000 円以内</u> ・ <u>正カウンセラー 5,000 円</u> ・ 準カウンセラー 3,000 円 ・ 認定カウンセラー 2,000 円 スクールソーシャルワーカー：1時間につき 3,000 円 </td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>非常勤特別職と同額を支給</td> <td><u>会計年度任用職員と同額を支給</u></td> </tr> <tr> <td>通勤手当</td> <td>支給しない</td> <td><u>支給する</u></td> </tr> <tr> <td>期末手当</td> <td>支給しない</td> <td>スクールカウンセラー：支給しない <u>スクールソーシャルワーカー：支給する</u></td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 制定前 | 制定後 | 報酬 | スクールカウンセラー：1時間につき 4,000 円以内 ・ 正カウンセラー 4,000 円 ・ 準カウンセラー 3,000 円 ・ 認定カウンセラー 2,000 円 スクールソーシャルワーカー：1時間につき 3,000 円 | <u>スクールカウンセラー：1時間につき 5,000 円以内</u> ・ <u>正カウンセラー 5,000 円</u> ・ 準カウンセラー 3,000 円 ・ 認定カウンセラー 2,000 円 スクールソーシャルワーカー：1時間につき 3,000 円 | 旅費 | 非常勤特別職と同額を支給 | <u>会計年度任用職員と同額を支給</u> | 通勤手当 | 支給しない | <u>支給する</u> | 期末手当 | 支給しない | スクールカウンセラー：支給しない <u>スクールソーシャルワーカー：支給する</u> |
| 項目 | 制定前 | 制定後 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 報酬 | スクールカウンセラー：1時間につき 4,000 円以内 ・ 正カウンセラー 4,000 円 ・ 準カウンセラー 3,000 円 ・ 認定カウンセラー 2,000 円 スクールソーシャルワーカー：1時間につき 3,000 円 | <u>スクールカウンセラー：1時間につき 5,000 円以内</u> ・ <u>正カウンセラー 5,000 円</u> ・ 準カウンセラー 3,000 円 ・ 認定カウンセラー 2,000 円 スクールソーシャルワーカー：1時間につき 3,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旅費 | 非常勤特別職と同額を支給 | <u>会計年度任用職員と同額を支給</u> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通勤手当 | 支給しない | <u>支給する</u> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期末手当 | 支給しない | スクールカウンセラー：支給しない <u>スクールソーシャルワーカー：支給する</u> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p><参考>資格要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正カウンセラー 公認心理師、臨床心理士、精神科医、大学教授等 ・ 準カウンセラー 大学院修士課程修了（相談業務1年）、大学卒・準ずる資格（相談業務5年）、医師（相談業務等1年） ・ 認定カウンセラー 教員経験者（相談業務1年）、大学卒・認定スクールカウンセラー養成研修履修者（H20 終了） ・ スクールソーシャルワーカー 社会福祉士、精神保健福祉士、教育及び社会福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 施行期日 | 令和2年4月1日 | | | | | | | | | | | | | | | |